

| | | | | |
|---|----------------------------------|------|-----|--|
| 件名 | 空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書の提出に関する陳情 | | | |
| 提出者 住所氏名 | 墨田区太平 G | | | |
| 受理年月日 | 平成24年11月19日 | 受理番号 | 第9号 | |
| <p>要旨</p> <p>空襲被害者等援護法（仮称）を制定するよう、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>（理由）</p> <p>先の大戦から67年が経過した今日まで、空襲や艦砲射撃、沖縄地上戦などによる民間人被害者への国からの救済、補償はなく、全く放置されています。</p> <p>一方、軍人・軍属には、戦後52兆円に上る国費で年金、恩給による救済をされており、このような不当な差別に反対し、不条理を正すために結成した全国空襲被害者連絡協議会は、東京大空襲訴訟の最高裁での勝訴と空襲被害者等援護法（仮称）の立法化を目指して努力しています。</p> <p>先の大戦の空襲、艦砲射撃は200都市を廃墟にし、死者は推定50万人を超えるなど、その甚大な被害は全国に及びました。東京では、空襲による推定死者数は10万人を大きく超え、市街地の約70%が廃墟となり、被災者は300万人にのぼりました。</p> <p>焼夷弾の無差別爆撃で烈風烈火の中を逃げまどい、橋上や路上で折り重なるようにして窒息死したり、熱さに耐えられずに川に飛び込み、川面は飛び込んだ人の溺死体で埋め尽くされるなどの惨状となりました。</p> <p>多くの被害者は、この空襲で障害者となり、今も入退院を繰り返している人、両親、兄弟を亡くし孤児となり、路頭に放り出された人々などは、筆舌に尽くしがたい悲惨な体験を引きずって今を生きています。被害者は高齢化してきましたが、「このままでは死ぬに死にきれない」と孫子の代に戦争の惨禍を繰り返さない平和な日本を手渡そうと頑張っています。</p> <p>国は、空襲被害の追跡調査や空襲による死者・被害者数などの調査もせずに放置し、悲惨な空襲の実相を後世に伝える諸資料の積極的な管理や活用もせず、空襲資料館すらありません。</p> <p>国際的には、先進国の多くでは軍人・軍属と民間人の区別なく、等しく救済、補</p> | | | | |

償をしています。

今、空襲被害者の救済と補償を求める運動に支持と共感の声が広まっています。マスコミ報道では、最近NHKの「東京大空襲 -67年目 遺族たちの叫び」の報道や被害者の体験報道などが続き、東京高裁判決後は、「辛苦67年、受忍しろとは」（東京新聞）、「国、できるところから援護を」（朝日新聞）、「人道主義で立法を急げ」（東京新聞）など主要各紙で報道されています。

国会では、超党派の「空襲被害者等援護法（仮称）を実現する議員連盟」が結成され、6月13日には「法律要綱素案」を確定し、多くの賛同が得られるよう国会内外で活動を進めています。

また、長崎県の佐世保市議会、東京都の新宿区議会では、意見書を議決し国会に提出しました。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上